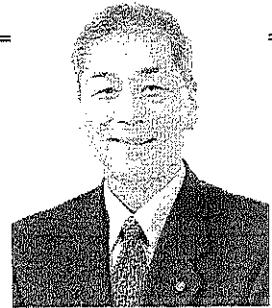


こんにちは、  
日本共産党井上けんじです



日本共产党南地区委員会 ☎ 371-9164 自宅 ☎ (F 兼) 691-3323 (携帯) 090-7880-9442

日本共産党京都市会議員団 ☎ 222-3728 FAX 211-2130

市会議員団ホームページ <http://cpgkyoto.jp/> E-mail info@cpgkyoto.jp 2018年5月13日号

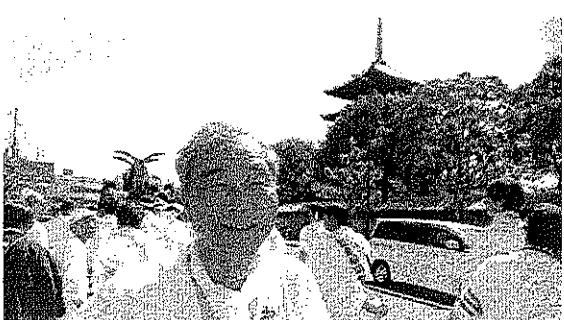
書法守るう

集会(写真上)  
と、パレード  
(下)右端が  
井上市議  
(5月3日)



憲法第九条 第1項 日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、國權の發動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、國際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。

第2項 前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。



稱荷祭りの御輿区内巡回にて(4/29)

◎ 刑務所で罪を償い、  
出てこられた方から、  
今後の生活についての  
ご相談も寄せられてい  
ます。反省している方  
については、社会的な  
支援の仕組みも要ると  
思われます。とりあえず  
法務省や福祉事務所  
と相談中です。

# 最近の相談から

・「鐵壁等は井上譲  
也でお祓い」。



## メーデーで労働者を激励（5／1）

5月3日は憲法記念日。全国各地で、また京都でも「平和憲法を守ろう」との集会やパレードなどが取り組まれ、井上議員も参加しました。

安倍首相は、本音は9条2項を削りたいが国民の反対の声が大きいので、第3項を追加し、自衛隊を書き込もうと言っています。しあなこれは、今の法律でも、自衛隊の海外派兵を諷つており(これは

憲法違反)、これを憲化して公然と海外で戦争できるようにしようと、自民党の中からでさえ、それでは2項と矛盾するとの声もあるほどです。戦争が合憲化されれば、地方自治や京都市政にも、勿論、何よりも普通の国民生活の前提が根本から失われてしまします。

の憲法改悪の動きに対し、「国民的議論が深まるのはよいこと」などとうそびいています。むしろ、憲法をくらしと地方自治、政治と外交に生かすことこそが求められています。

の関連団体に地方基盤は、旨にこれを定める。（以下略）

憲法第九十二条  
地方公共団体の組織及び運営に関する事項は、地方自治の本旨に基いて、法律でこれを定める。(以下略)